

#### Electronic Banking

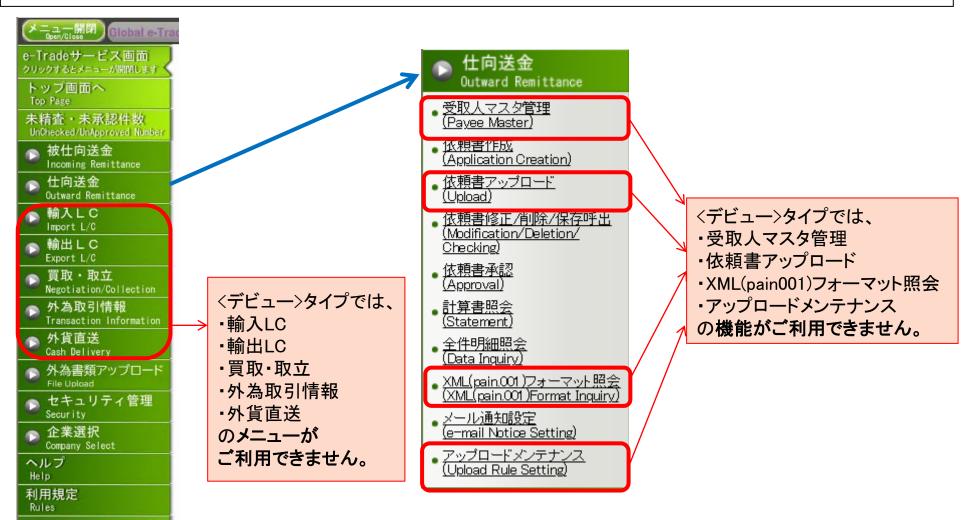
# 法人向けインターネット版外国為替取引サービス Global e-Tradeサービス

# 仕向送金サービス 編

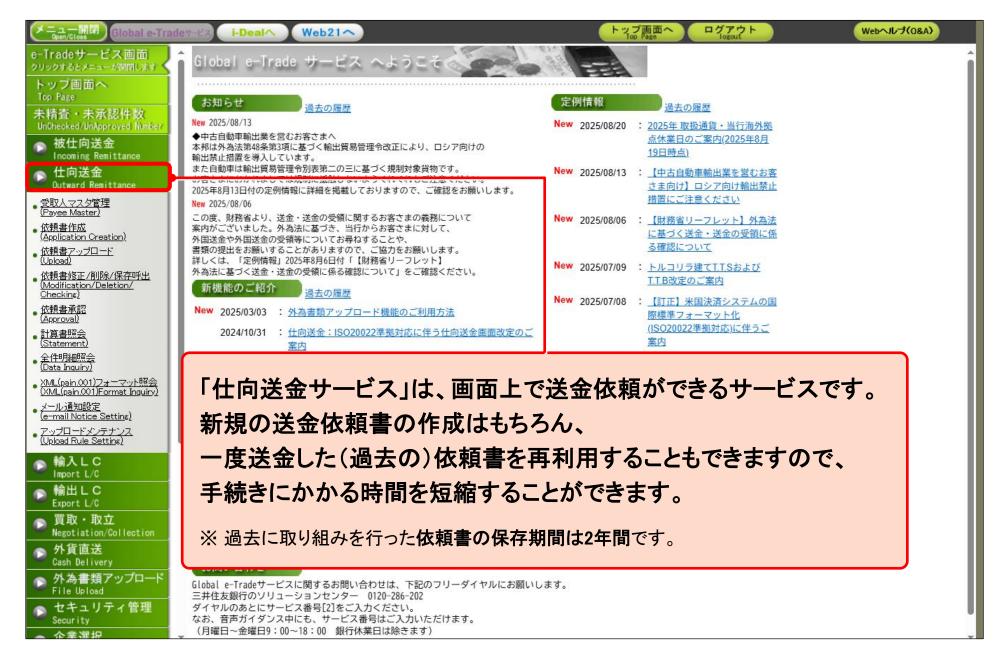
簡易版マニュアル

#### <<ご案内>>

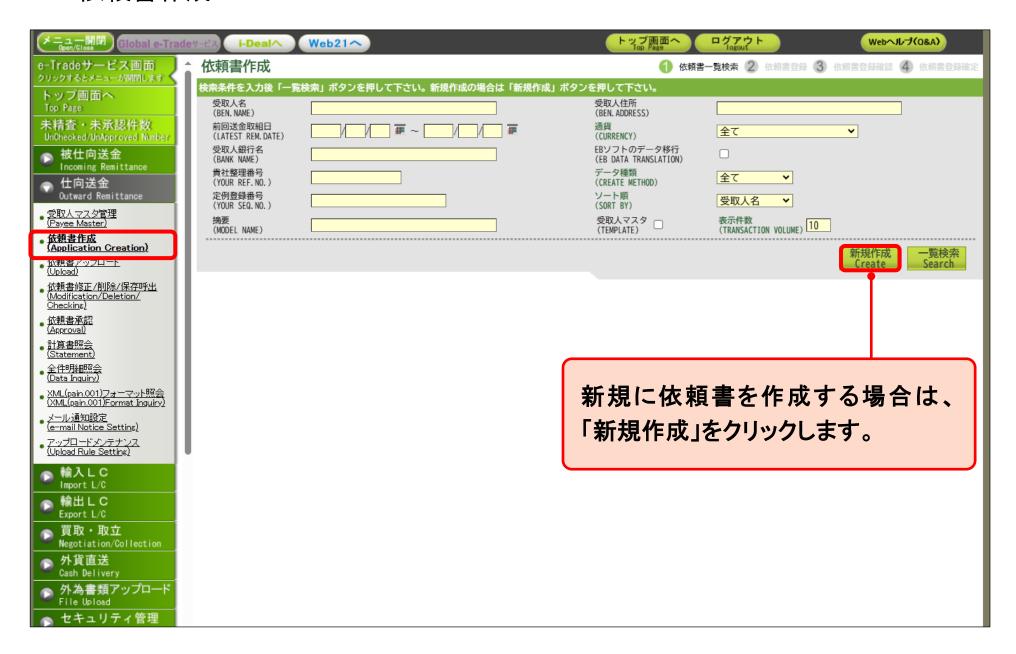
本マニュアルは、Global e-Tradeサービスの操作・入力画面についてご説明する用途で作成しており、Global e-Tradeサービス〈デビュー〉タイプでは、一部メニュー、および一部機能を限定しております。「仕向送金サービス編」においては、右図に示した機能が限定されていますので、ご留意〈ださい。



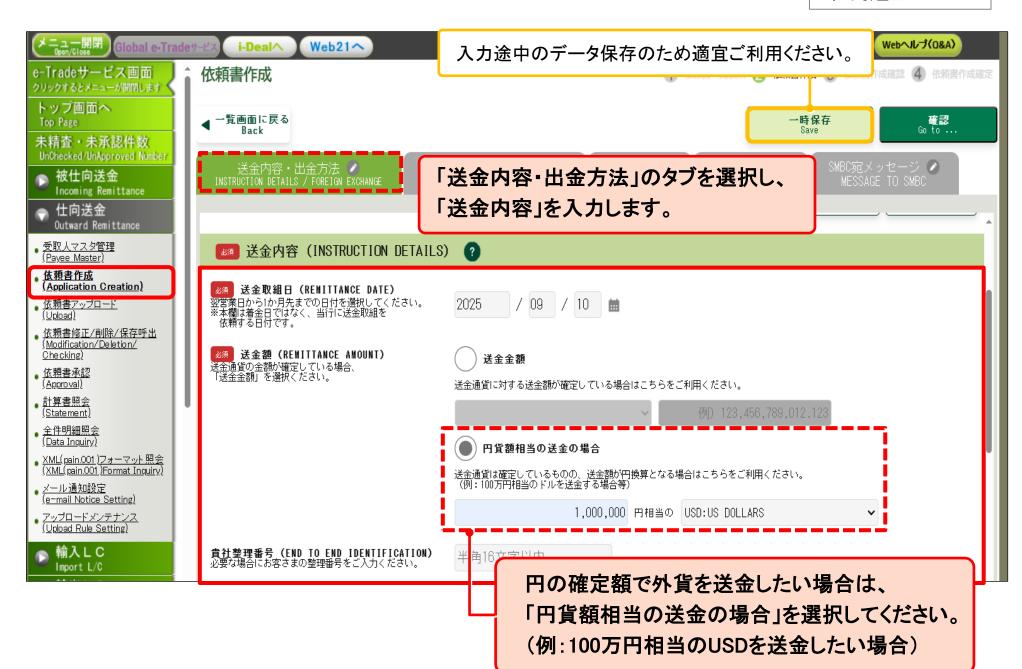


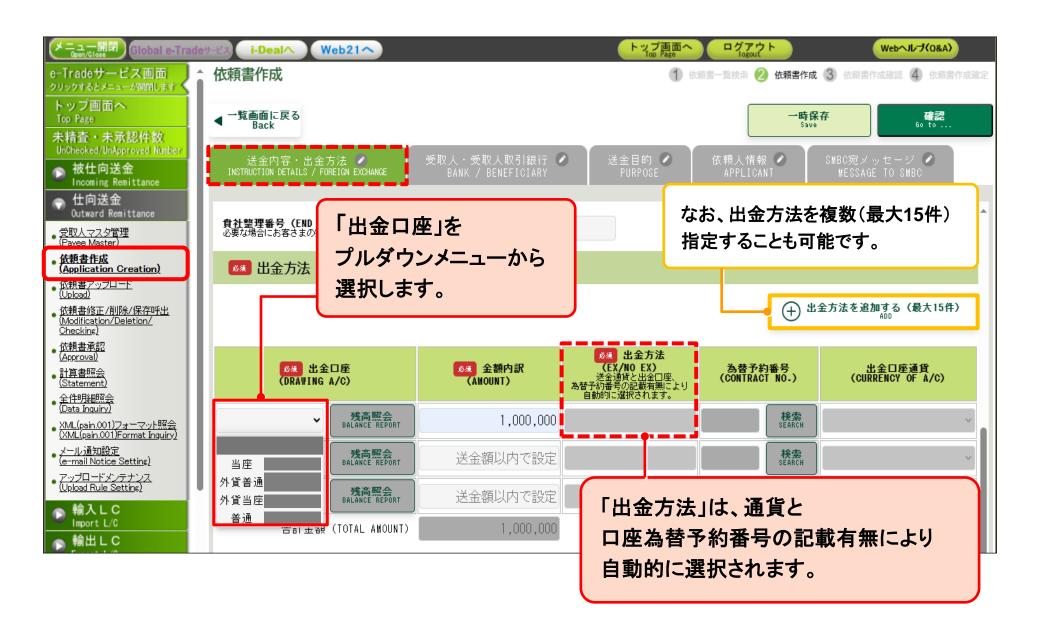


## 1. 依頼書作成



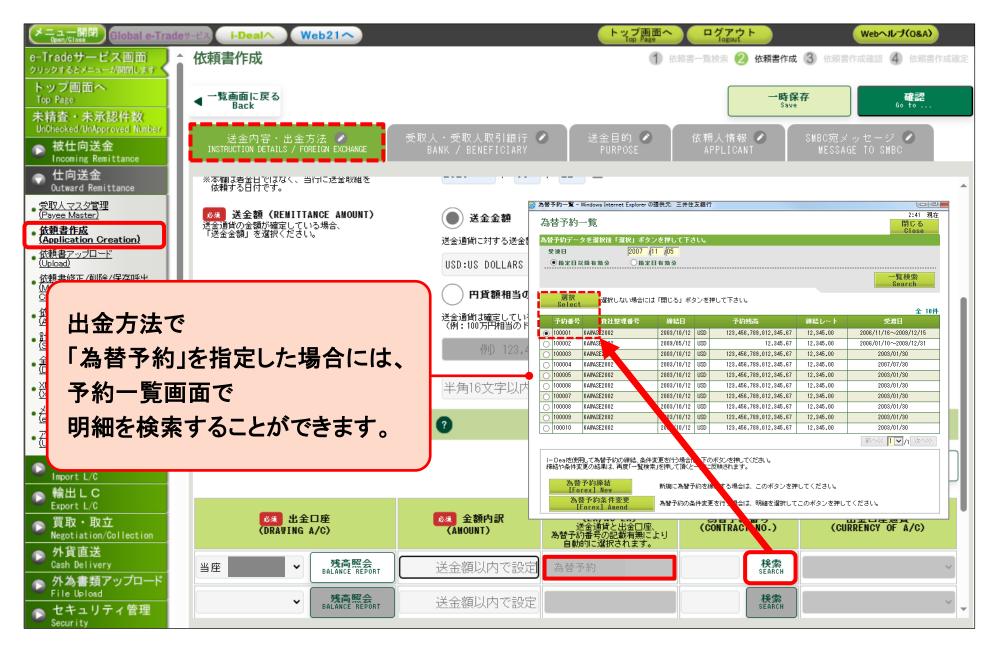






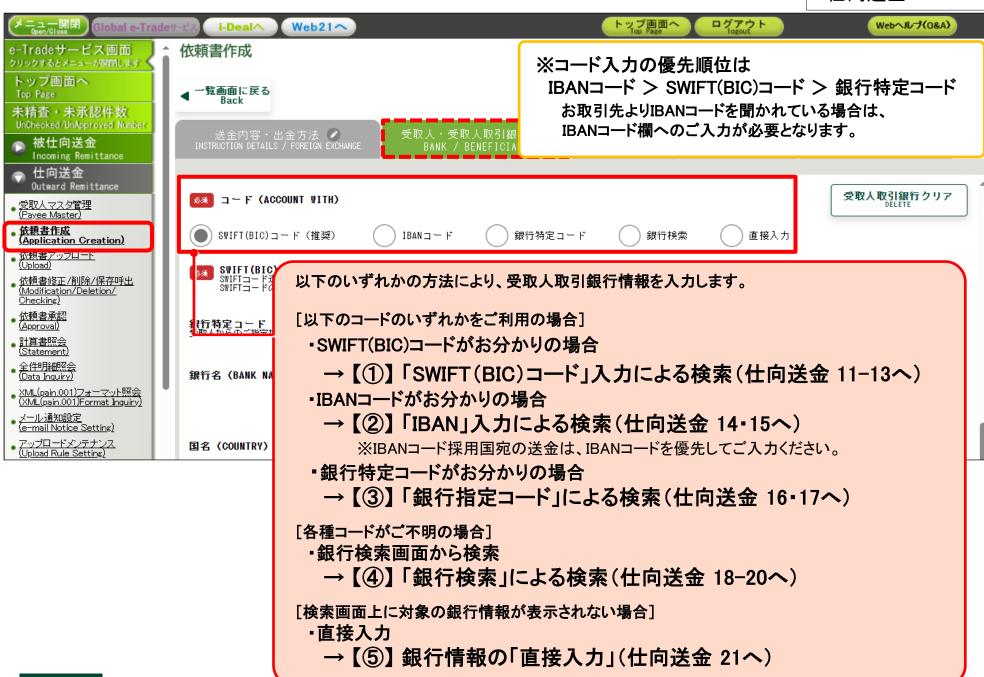
## 【送金通貨と出金口座通貨が同一の場合】



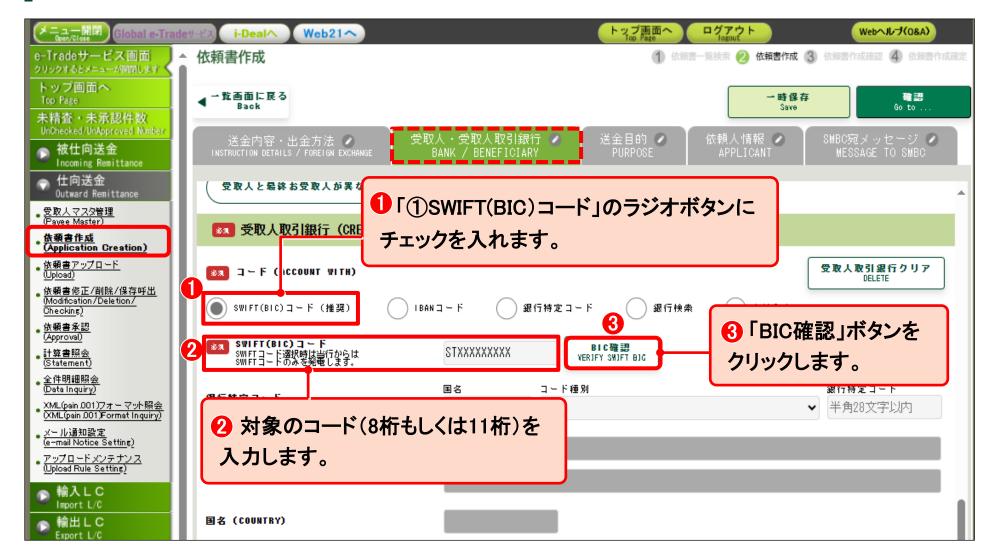








# 【①】「SWIFT(BIC)コード」入力による検索

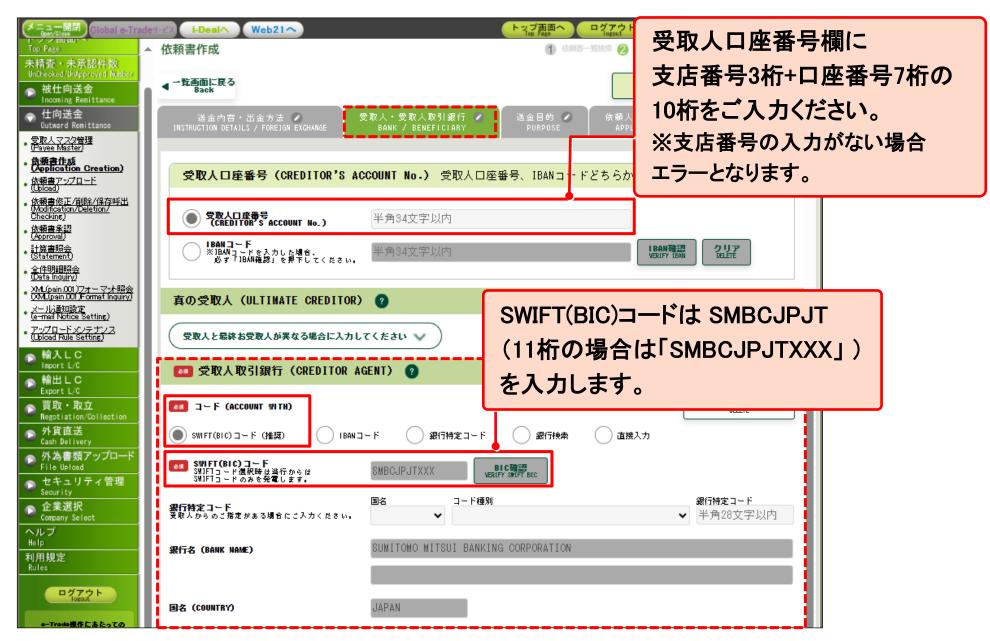


# 【①】「SWIFT(BIC)コード」入力による検索



検索結果が、「銀行名」・「国名」欄等に反映されます。

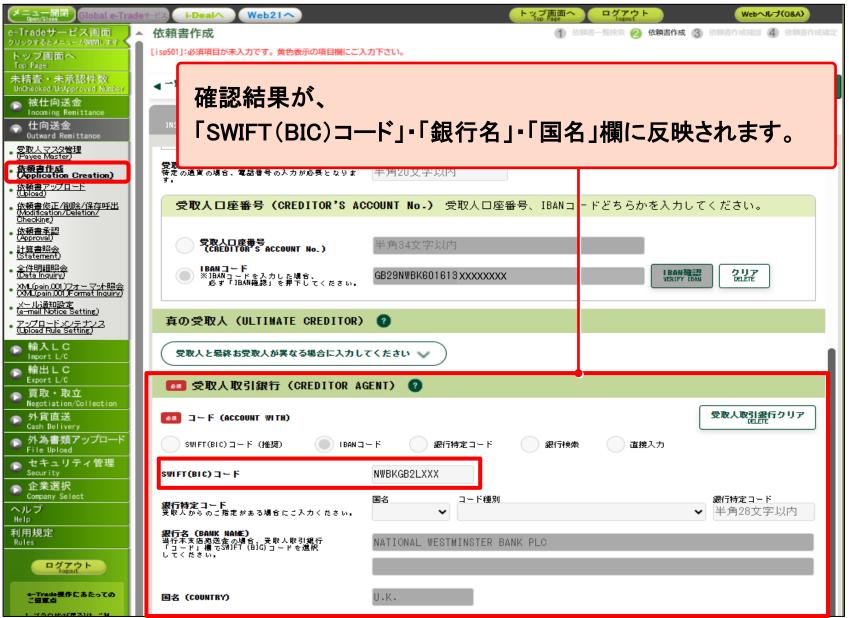
### ※受取人が日本国内の当行本支店宛の場合



# 【②】「IBAN」入力による検索



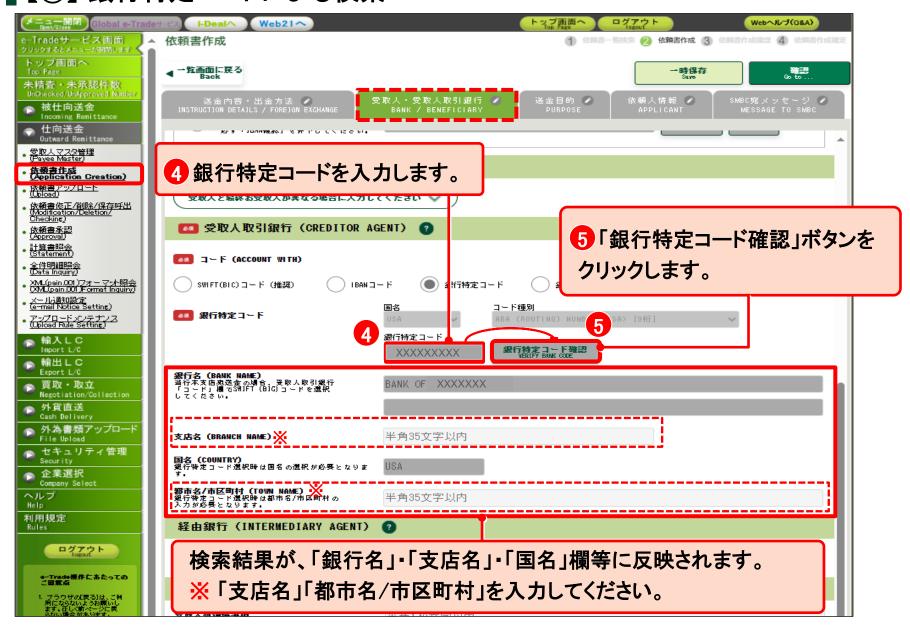
# 【②】「IBAN」入力による検索



## ■【③】銀行特定コードによる検索 <『IBAN』採用国でない場合>



## 【③】銀行特定コードによる検索 <『IBAN』採用国でない場合>

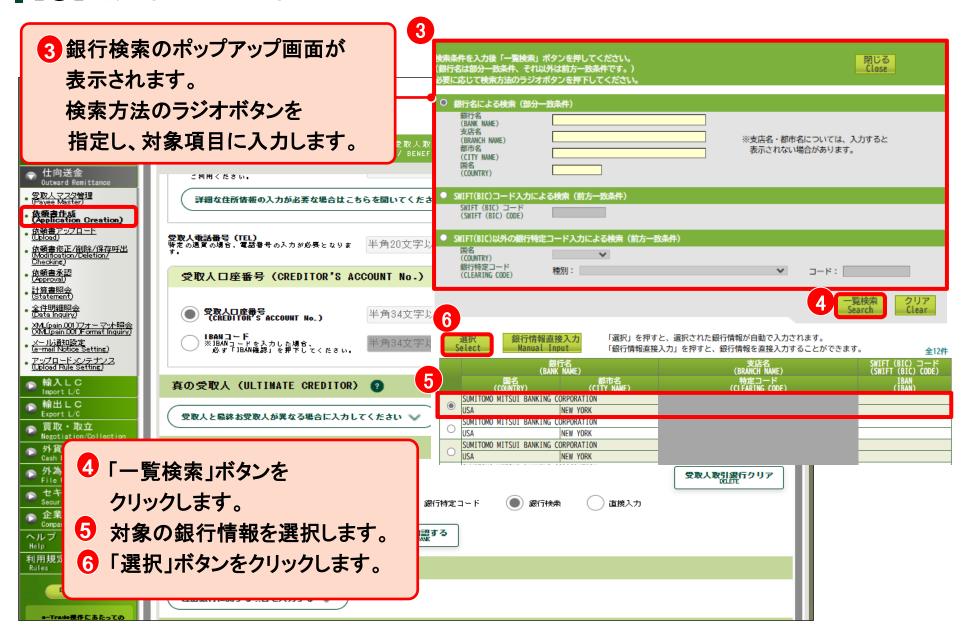


# ■【④】銀行検索による検索

#### <『SWIFT(BIC)コード』がご不明の場合>



# 【4】銀行検索による検索 <『SWIFT(BIC)コード』がご不明の場合>



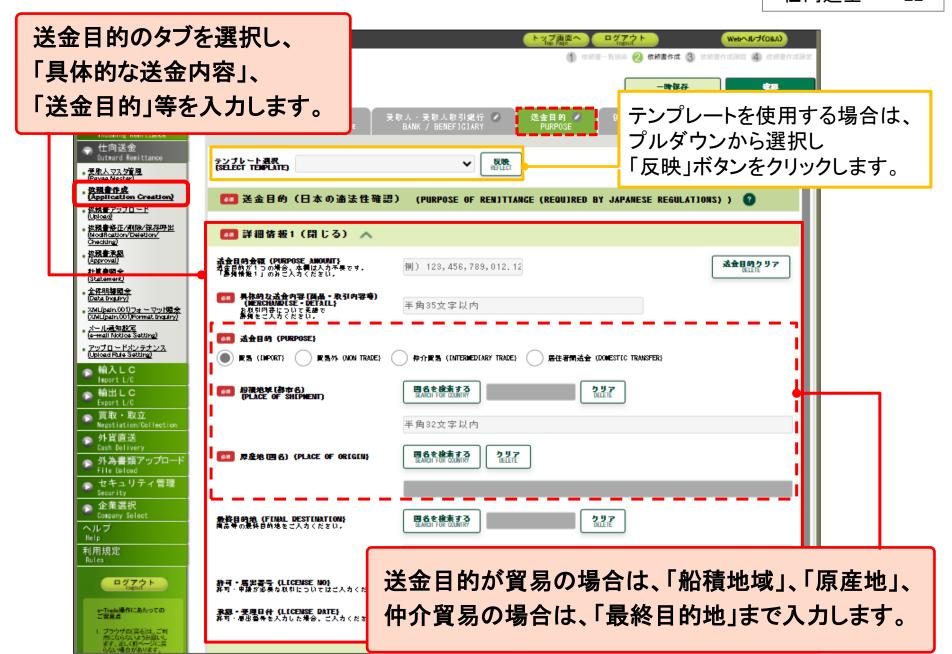
## 【④】銀行検索による検索

#### <『SWIFT(BIC)コード』がご不明の場合>

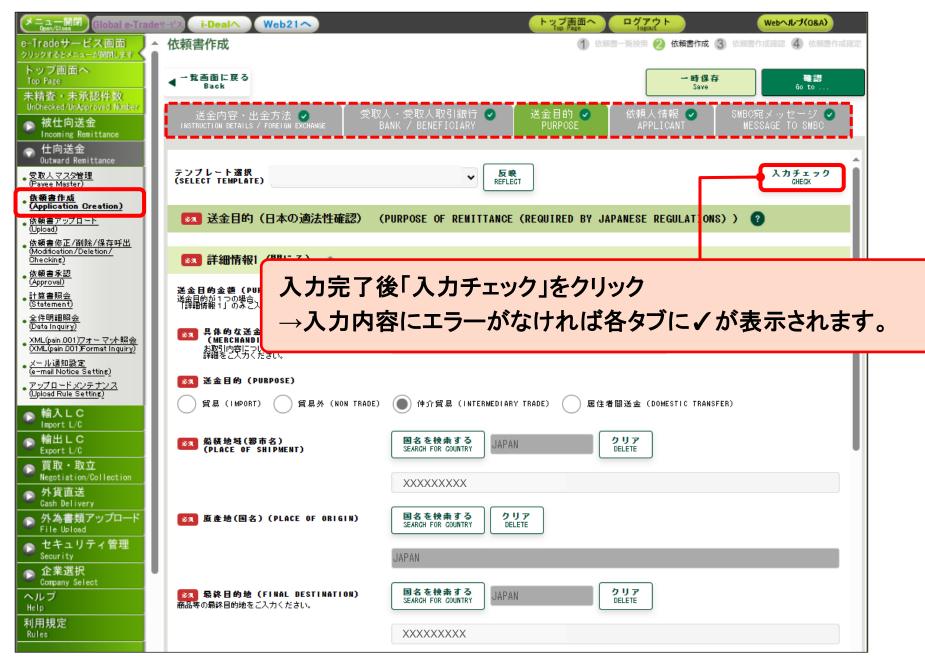


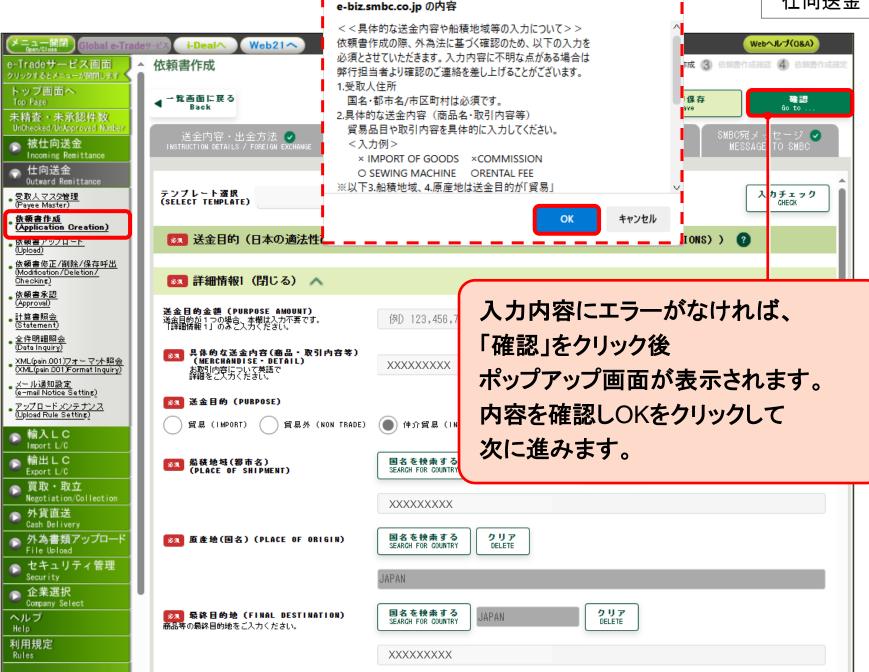
# 【⑤】銀行情報の直接入力 <銀行検索にて該当銀行が見つからない場合>







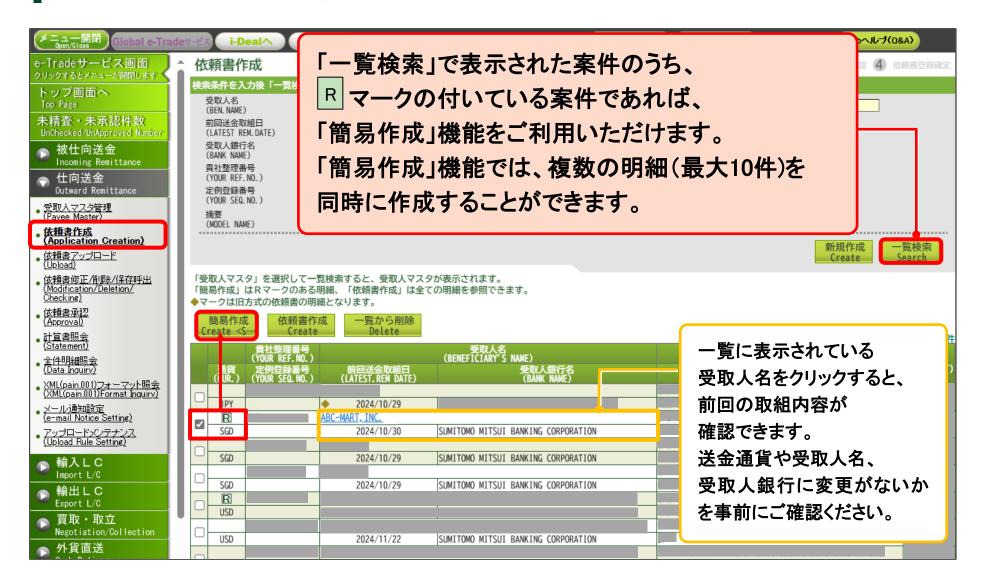


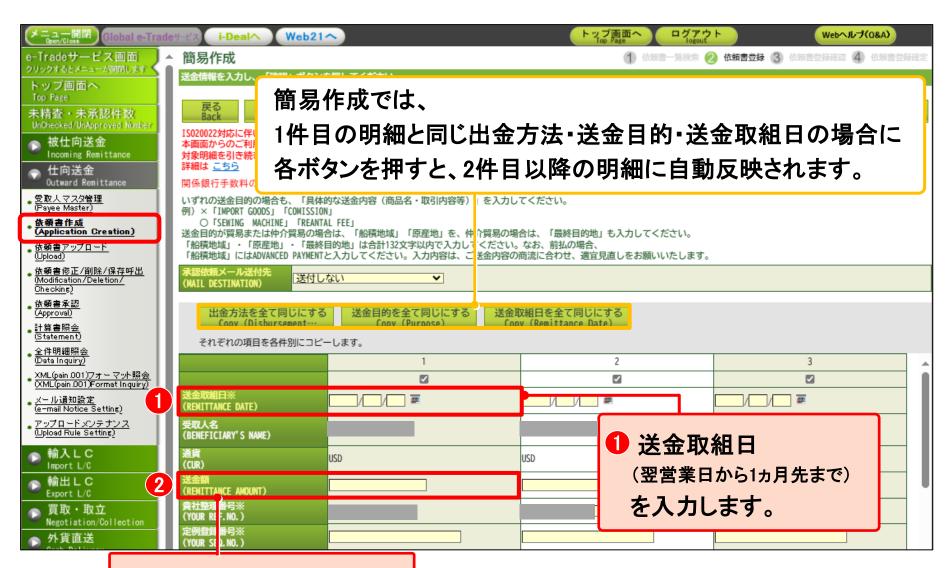






## 【依頼書作成:「簡易作成」機能について





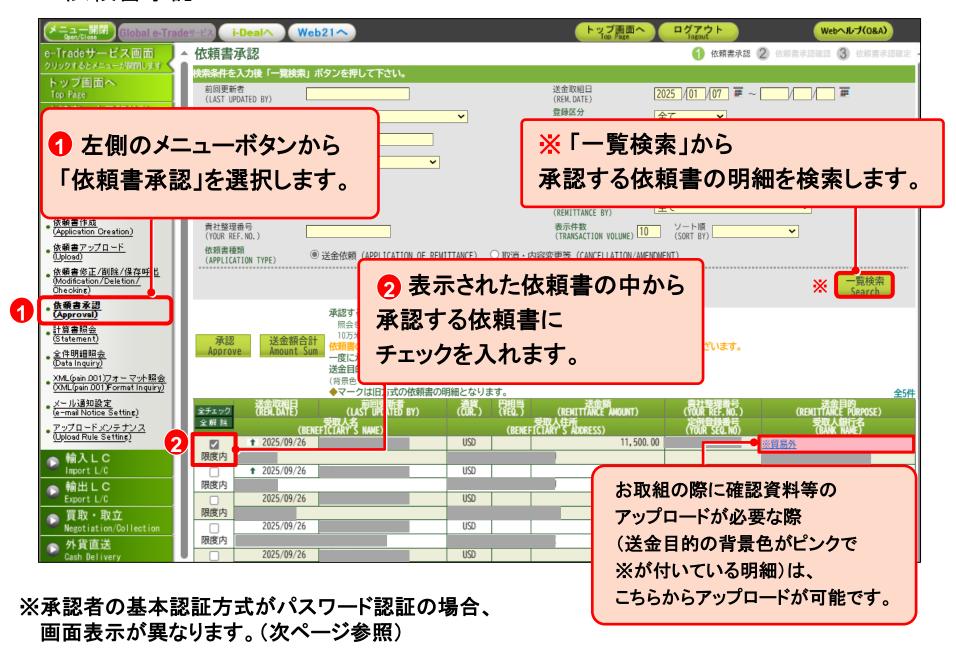
②送金額を入力します。



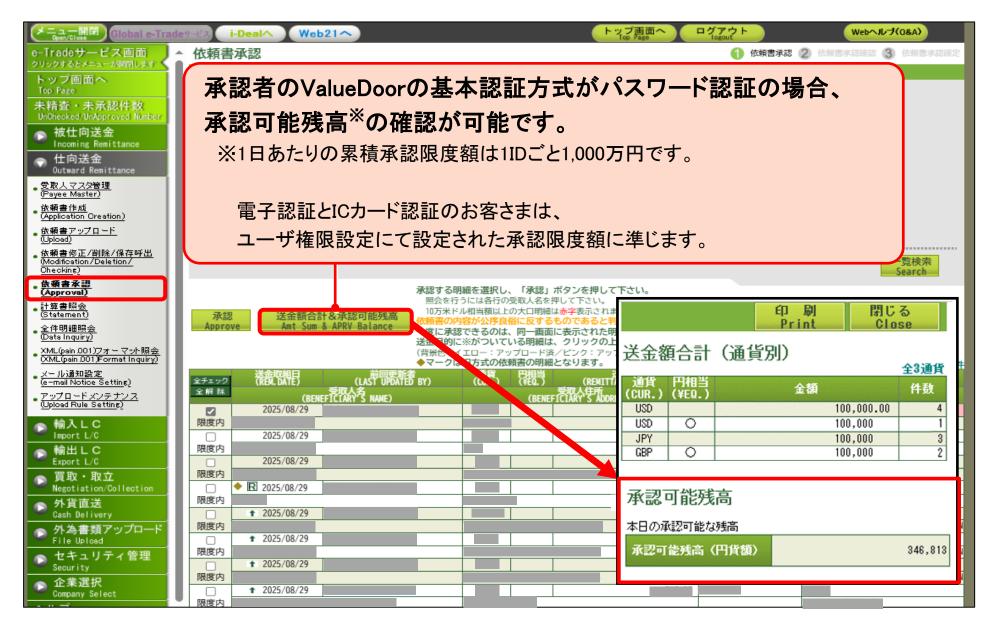


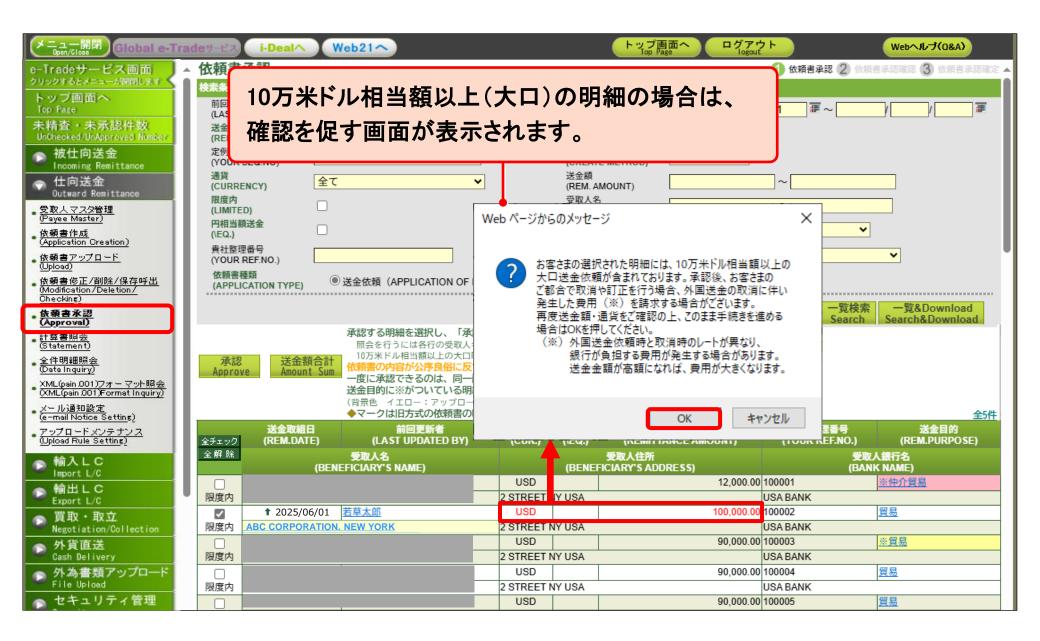
※ その他の操作に関しては、「仕向送金 22」以降をご参照ください。

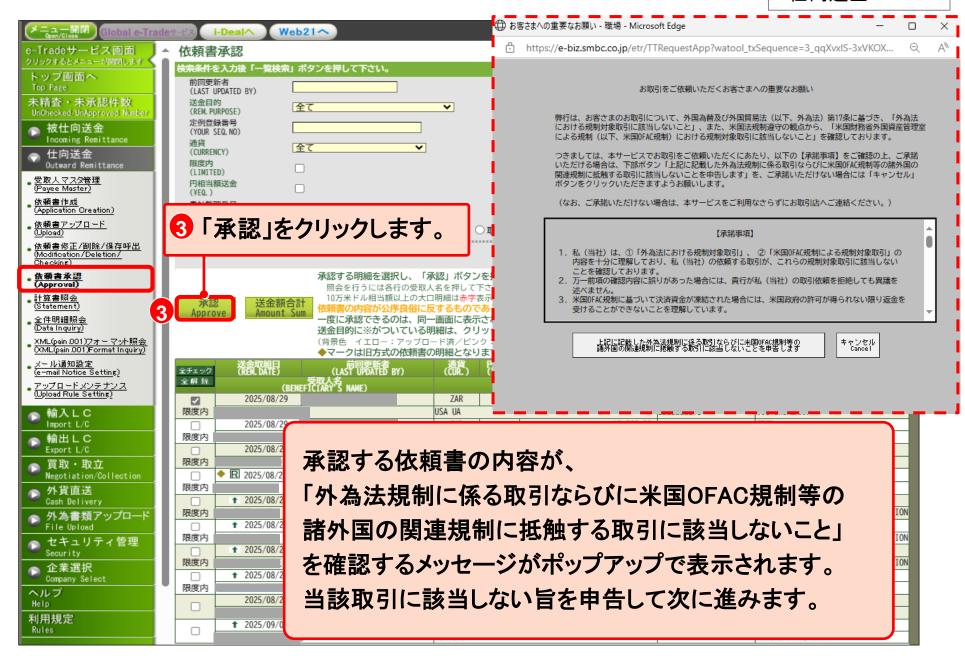
## 2. 依頼書承認



## 承認者がパスワード認証の場合



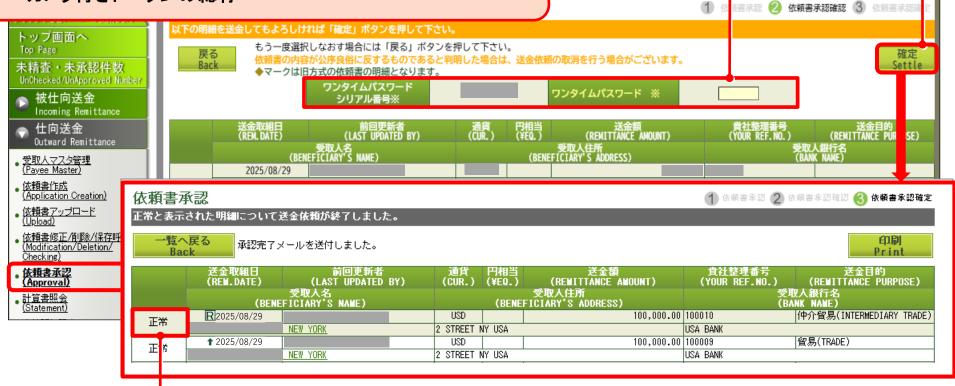




Webヘルブ(Q&A)

お手元のワンタイムパスワード\*に表示された 6桁のパスワードを、「ワンタイムパスワード」欄に ご入力ください。

※ ワンタイムパスワードカード、ワンタイムパスワードアプリ、 カメラ付きトークンの総称 表示された内容で 依頼書を承認してよい場合は、 「確定」をクリックします。



「正常」と表示されると、依頼書の承認が確定し、取組希望日付の送金依頼が完了します。

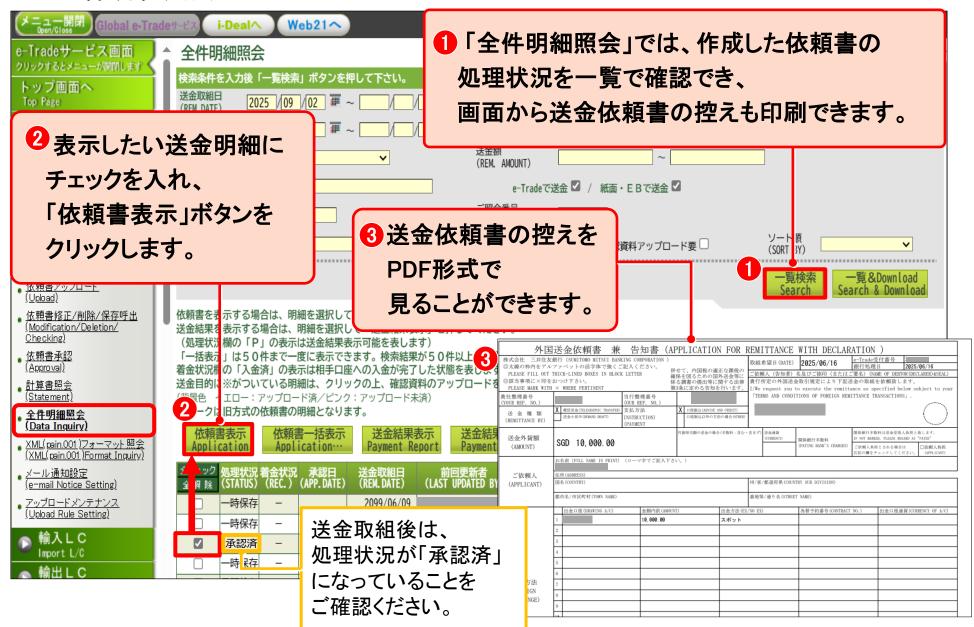


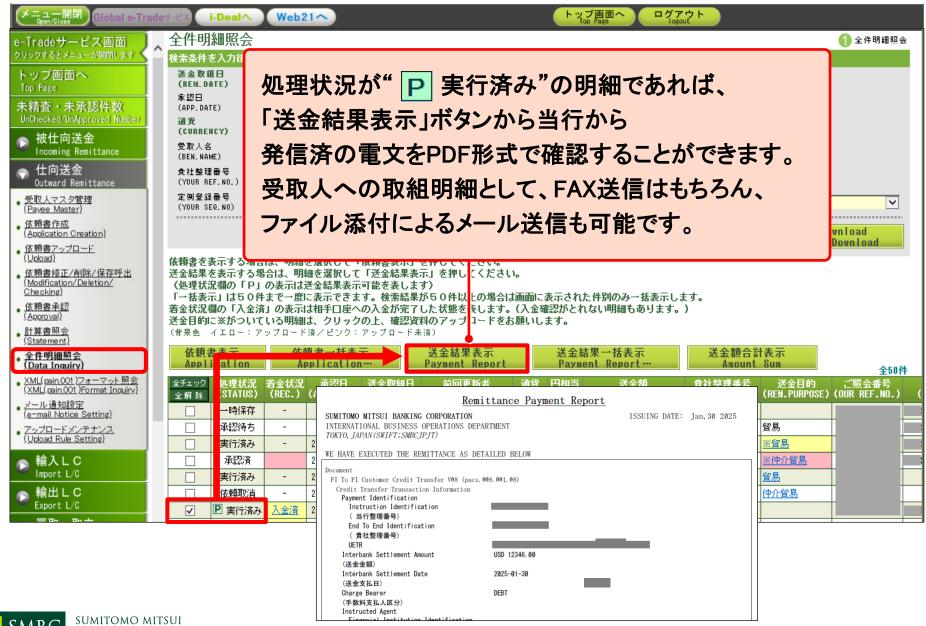
## ■「未精査・未承認件数」表示機能について

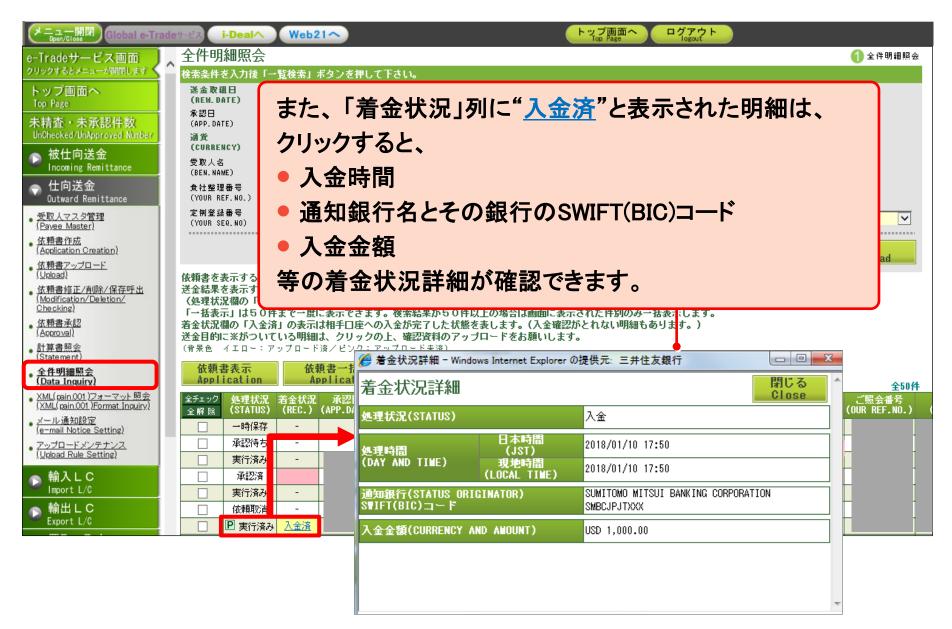
承認権限をお持ちの方は、「未精査・未承認件数」メニューから、「ご本人分」の件数欄をクリックいただくことで、承認画面にお進みいただくことが可能です。



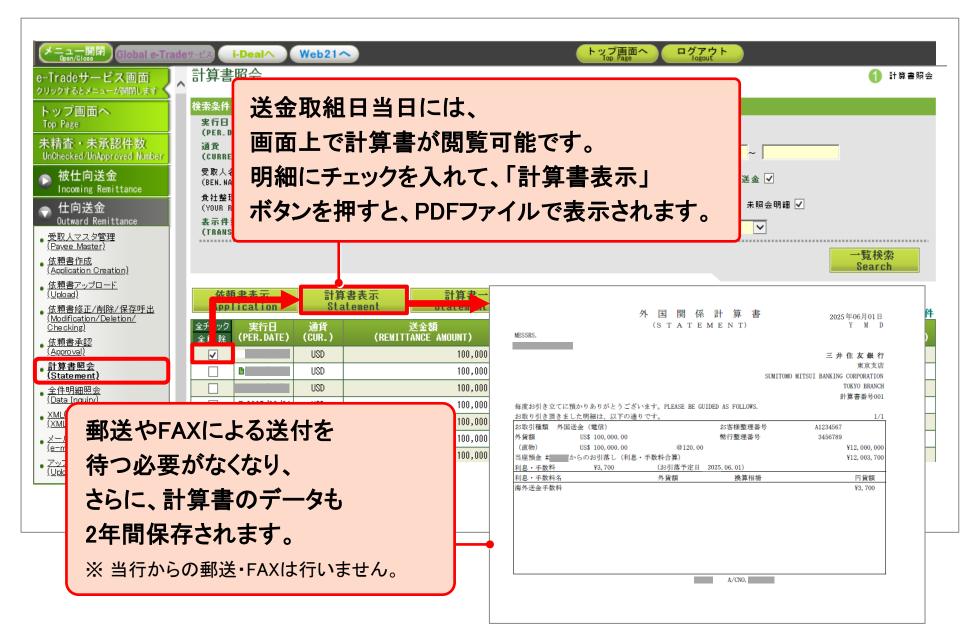
## 3. 全件明細照会







## 4. 計算書照会



# ご参考:「支払又は支払の受領に関する報告書」について

別紙様式第三		機能法規:外国為響の取引等の 機器に関する省合
		主展官庁:財 展 省
* # 7 15 * # #	の受領に関する報	
	ク 文 順 に 関 3 の 教 諸を解由する支払又は支払の	
	CH CEM / VABARAAD	A 1877
(該当分に〇)		
	¥ A B 2	
財務大臣殿(日本銀行経由)	支払又は支払の受債の実行日	Ti-
1 % 6 *	ASSAULTED ASSAULT	
<b>武名又</b> t		
8 8		
及び代表者の氏名		
住 所 又 は		
质 在 地		
根当者の氏名 (電話番号)		
2 取引の相手方(非居住者発行証券への投資に係る支	(払等にあっては証券の発行体)	
氏 名 又 は		
名 称	<b>享报</b> 5	号 (15~17) (「4 国際収支項目
	益号」	が記入要債3に該当する場合に記
3 金額 (決済通貨により記入すること。) (12~25)	λ)	<u> </u>
(配入要領)	4 国際収支項目番号	5 製容者の区分 (DD) (MASS) (MASS) (DD) (DD) (MASS) (DD) (DD) (MASS) (DD) (DD) (DD) (DD) (DD) (DD) (DD) (
(配入要額) 1 西都により配入すること。 2 下2 計利の相手方: 単には 原表引 (支払又は	4 国際収支項目番号 (本省の対象報:1に定める番号を記入す ること。数明を項目の201上にわたる	(験省分に〇)
(私人要領) 1 西郷により私人すること。 2 「2 取引の相平方」機には、原取引(支払又は 支払の受領(以下「支払等」という。)の原則とな った取引)の相平方(非原体業分)社等への投資に	4 国際収支項目番号 した高金額金額1に定める番号を配入す もこと。数明する項目的2位上におめる 金額をかっ二番号を置むしぬ器号に対応す 金額をかっ二番号を置し、番号を	(動音分にO) 1. 銀行
(私人要報) 1 西郷により記入すること。 2 12 取引の相干方」棚には、原取引 (支払又は 支払の受傷 (以下「支払等」という。)の原因となった取引)の相干方 (非原住者等行証券への投資 (係支支払等はあってとな事のあで作うを配入するこ	4 国際収支項目番号 (本金の労業額1に安める番号を配入すること、数明する項目の2以上にかたる 場合は、最号を整し、他数略で以前なす	(数当分にC) 1. 銀行 2. その他金融機関
(配入要額) 1 海響により記入すること。 2 「2 取引の相平方」欄には、原取引(支払又は 支払の受額(以下「支払等」という。)の原因とな った取引(如和平方(非原任者等行証券への設督に 係る支払等にあっては販券の部行体)を配入すること た。だだし、原取引の相平方を記入することが回載 な場合には、支払等の相平方を記入して差し支えな い	4 国際収支項目番号 した高金額金額1に定める番号を配入す もこと。数明する項目的2位上におめる 金額をかっ二番号を置むしぬ器号に対応す 金額をかっ二番号を置し、番号を	(施当分に〇) 1. 銀行 2. その他企業機関 3. 一般政府
(配入要額) 1 海響により記入すること。 2 「2 取引の相平方」欄には、原取引(支払又は 支払の受額(以下「支払等」という。)の原因とな った取引(如和平方(非原任者等行証券への設督に 係る支払等にあっては販券の部行体)を配入すること た。だだし、原取引の相平方を記入することが回載 な場合には、支払等の相平方を記入して差し支えな い	4 国際収支項目番号 した高金額金額1に定める番号を配入す もこと。数明する項目的2位上におめる 金額をかっ二番号を置むしぬ器号に対応す 金額をかっ二番号を置し、番号を	(数当分にC) 1. 銀行 2. その他金融機関
(配入要額) 1 西郷により配入すること。 2 12 取引の相干方1 種には、原取引 (支払又は 支払の受額 (以下「支払等」という。)の原因となった取引)の相干方(非国佐寿等行証券への設督こと ただし、原取引の相干方を配入することと、ただし、皮払等の場合を配入することが固定 が場合になっては一下方を配入することが固定ない。 種番号を配入すること。ただし、保育者の運動等 種番号を配入すること。ただし、保育者の運動等 をいては、支払等の目的が、国際で支援自番号	4 国際収支項目番号 した高金額金額1に定める番号を配入す もこと。数明する項目的2位上におめる 金額をかっ二番号を置むしぬ器号に対応す 金額をかっ二番号を置し、番号を	(施当分に〇) 1. 銀行 2. その他企業機関 3. 一般政府
(配入要額) 1 西郷により記入すること。 2 12 取引の相平方1 欄には、原取引 (支払又は 支払の受額 (以下「支払等」という。)の原因となった取引)の相平方(非国佐寿等行証券への設質になった取引)の相平方(非国佐寿等行証券への設質した。ただし、原取引の相平方を記入することが固定な場合には、支払等の用平方を配入することが固定ない。 ※種番号を記入すること、ただし、機管含素の業種番号を記入すること。ただし、服管含素の業種番号を記入すること。ただし、機管含素の業種番号を記入すること。ただし、機管含素の業種番号を記入すること。ただし、機管含素の業種番号を記入すること。ただし、機管含素の業種番号を記入すること。ただし、機管含素を養養していては、支払等の目的が、国外の相手の業種番号にいては、支払等の目的が、因うの者を表する場合に、取引の相手の業種番号に、即引の相手の業種番号に、即引の相手の業種番号に、即引の相手の業種番号に、即引の相手の業種番号に	4 国際収支項目番号 した高金額金額1に定める番号を配入す もこと。数明する項目的2位上におめる 金額をかっ二番号を置むしぬ器号に対応す 金額をかっ二番号を置し、番号を	(肺当分に〇) 1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他 業権参号
(配入要額) 1 西都により記入すること。 2 「2 取引の相干方」機には、原取引 (支払又は 支払の受債 (以下「支払等」という。) の原因とな った取引) の相干方 (非国佐事等行動争への設質に る支払等にあっては無多の発行を と、ただし、原取引の相干方を記入することが固定 な場合には、支払等の用干方を記入することが固定 を 等を配入すること、ただし、機容者の第世番号 については、支払等の目的が、国際の表示第世番号 については、支払等の目的が、国界の表示等世番号 については、支払等の目的が、国界の表示等世番号 については、支払等の目的が、国際収支項目番号 に2、521、531、541、568、81、81、81、82、91、912、915、91 こ21、531、541、568、81、181、81、82、91、91、912、915 こ21、531、541、568、81、181、281、81、70、91、91、91、9231	4 国際収支項目番号 した高金額金額1に定める番号を配入す もこと。数明する項目的2位上におめる 金額をかっ二番号を置むしぬ器号に対応す 金額をかっ二番号を置し、番号を	(動き分に〇) 1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他 業権番号 (上記5のうち「4 顕教 交互日番号: が取入 類智3ド
(配入要額) 1 西都により記入すること。 2 「2 取引の相干方」機には、原取引 (支払又は 支払の受債 (以下「支払等」という。) の原因となった取引) の相干方 (非国佐事等行動争の設督を った取引) の相干方 (非国佐事等行動争の設督を と、ただし、原版引の相干方を記入することが固定 とし、ただし、原版引の相干方を記入することが固定な が場合には、支払等の目的が、国家での事情等号 については、支払等の目的が、国家で第一番号 については、支払等の目的が、国家で第一番号 については、支払等の目的が、国家で第一番号 については、支払等の目的が、国家で第一番号 については、支払等の目的が、国家で支援 については、支払等の目的が、国際で支援 については、支払等の目的が、国際で支援 では、支払等の目的が、国際で支援 では、支払等の目的が、国際で支援 では、支払等の目的が、国際で支援 では、58、81、81、81、82、81、82、81、82、81、82、81、82、81、81、81、81、81、81、81、81、81、81、81、81、81、	4 国際収支項目番号 した高金額金額1に定める番号を配入す もこと。数明する項目的2位上におめる 金額をかっ二番号を置むしぬ器号に対応す 金額をかっ二番号を置し、番号を	(動き分に〇) 1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他 業権等 (上記5のうち「4. 国際は 支項目者等分が記入人)
(監入要領) 1 西郷により記入すること。 2 「2 取引の相干方」機には、原取引 (支払又は 支払の受債 (以下「支払等」という。)の原因となった取引)の相干方 (非原住者等行証券への投資となった取引)の相干方 (非原住者等行証券への投資とと、ただし、原取引の相干方を配入することと、方だし、東京制の相干方を配入することをある。 業務券号については、本省市別兼第3に定める参与については、支払等の相当のが、国際収支項目券15,251,551,541,568,813,817,823,913,912,915,912,913,913,913,913,913,913,913,913,913,913	4 国際収支項目番号 した高金額金額1に定める番号を配入す もこと。数明する項目的2位上におめる 金額をかっ二番号を置むしぬ器号に対応す 金額をかっ二番号を置し、番号を	(動き分に〇) 1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他 業権計号 支援日参号・が記入表現3に 該当する場合に記入)
(監入要領) 1 西郷により記入すること。 2 「2 取引の相干方」機には、原取引 (支払又は 支払の受債 (以下「支払等」という。)の原因となった取引)の相手方 (非原住者等行証券への投資さと と、ただし、原取引の相手方を記入することとがある。	4 国際収支項目番号 (本番号別乗職1に並める番号を配入すること。数当する項目の20以上におたる 高合化。番号を配し金額を担し金額等に対応する金額をかっ二番すること。)	(肺当分に〇) 1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他 業権番号 (上記5のうち「4 国際収 支援自番号」が記入要観3に 設当する場合に記入) (34~36)
(監入要領) 1 西郷により記入すること。 2 「2 取引の相干方」機には、原取引 (支払又は 支払の受債 (以下「支払等」という。)の原因となった取引)の相手方 (非原住者等行証券の設資ることと、ただし、原取引の相手方を記入して差しな場合には、支払等の相手方を記入することと、ただし、表記の目的が、国際の第四条等等を記入すること。ただし、表記の自動が、国際の第四条等等については、大起等の自動が、国際の項目等方との場合に、表引の自動が、国際の項目等方については、大起等の目的が、国際の項目等方に対しては、大起等の目的が、国際の項目等方は、影打、821、81、81、81、81、81、81、81、81、81、81、81、81、81	4 国際収支項目番号 (本金分別金額3に世から番号を記入す のこと、数明する項目が202上におたる 場合は、番号を配し金額を上が応す の金額をかっこ書すること。) (30~32) 日 本 報 で	(肺当分に〇)  1. 銀行  2. その他金融機関  3. 一般政府  4. 中火銀行  5. その他  業権参号 (上記5のうち「4 国際の 支援日参号」が記入要観3 N 政治する場合に記入 (34~36)  (使 用 機
(監入要額) 1 西郷により記入すること。 2 「2 取引の相平方」機には、原取引 (支払又は 支払の受債 (以下「支援等」という。)の原因となった取引)の相手方 (非原住者等行証券の設督さと と、ただし、原取引の相手方を記入して差し、支 を増与にあっては、非省合別素等 3に定め書き を、ただし、原取引の相手方を記入して差し支えな場合には、支払等の相手方を記入することを しておし、要称である書籍等を記入すること。ただし、特殊で実施者号 については、大生等の目的が、国際を支援日常等号 については、大生等の目的が、国際を支援日常等号 については、支払等の目的が、国際を支援日常等号 については、支払等の目的が、国際を支援日常等号に 201、第31、541、568、811、813、823、911、912、913、913、913、913、913、913、913、913、913、913	4 国際収支項目番号 (本金分別金額 1に世のを番号を配入す のこと、数明する項目が202上におたる 場合は、番号を配し、金額等に対応す の金額をかっこ書すること。) (30~32) 日 本 報 「 (37~59)	(動き分に〇) 1. 銀行 2. その他金軽機関 3. 一般政府 4. 中火銀行 5. その他 業権参号 (上記5のうち「4 国際収 支援日番号」が記入要観36 対当する場合に記入) (34~36)
(配入要額) 1 西書により記入すること。 2 「2 級別の相平方」欄には、原取別 (支払又は 支払の受額 (以下「支払等」という。) の原設資金 った取引) の相平方(排房性等」という。) の原設資金 こと、ただし、原原地・一方を配入する差し と、ただし、原原地・一方を配入する差し を持っていては、本省令別表第名項項目別な 権害分を記入すると、ただし、原原中・一方を記入する差し で場合に、東北等の目的が、国家な資金等分割については、支払等の目的が、国家な資金等分割については、支担等の目的が、国家な資金等分割については、支担等の目的が、国家な支援等分割については、支担等の目的が、国家な支援等分割については、支払等の目的が、国家な支援等分割に対しては、支払等の目的が、国家な支援等分割により、 近当方の場合に対して等等分割により、定当により、1531、551、562、1531、562、1531、562、1531、563、164、165、811、203、161、163、164、164、164、164、164、164、164、164、164、164	4 国際収支項目番号 (本書金部業績)に定める番号を配入すること。 第176項目が2日上にたる 銀合は、番号を連転し高額番号に対応す (20~32) 日本 報 (37~59) 日本 報 (37~59)	(動き分に〇) 1. 銀行 2. その他金軽機関 3. 一般政府 4. 中火銀行 5. その他 業権参号 (上記5のうち「4 国際収 支援日番号」が記入要観36 対当する場合に記入) (34~36)
(監入要額) 1 西郷により記入すること。 2 「2 取引の相平方」機には、原取引 (支払又は 支払の受債 (以下「支援等」という。)の原因となった取引)の相手方 (非原住者等行証券の設督さと と、ただし、原取引の相手方を記入して差し、支 を増与にあっては、非省合別素等 3に定め書き を、ただし、原取引の相手方を記入して差し支えな場合には、支払等の相手方を記入することを しておし、要称である書籍等を記入すること。ただし、特殊で実施者号 については、大生等の目的が、国際を支援日常等号 については、大生等の目的が、国際を支援日常等号 については、支払等の目的が、国際を支援日常等号 については、支払等の目的が、国際を支援日常等号に 201、第31、541、568、811、813、823、911、912、913、913、913、913、913、913、913、913、913、913	4 国際収支項目番号 (本金分別金額 1に世のを番号を配入す のこと、数明する項目が202上におたる 場合は、番号を配し、金額等に対応す の金額をかっこ書すること。) (30~32) 日 本 報 「 (37~59)	(肺当分に〇) 1. 銀行 2. その他金融機関 3. 一般政府 4. 中央銀行 5. その他 事権参号 (上記5のうち「4 国際の 支援日番号」が記入要観3に 政治する場合に記入) (34~36) (使用機
(配入要額) 1 西郷により配入すること、 「東取引(文松又は 2 「2 放列の相平方」欄には、原取引(文松又は 文化の受額(以下「交払等」という。)の原設管ることのた成引)の相平方(採場体等」という。)の原設管ることを と、ただし、原取物の相平方を配入する産业な場合と、ただし、原取例の相平方を配入する産量・ を場合と、ただし、原取物の相平方を配入する産量・ を場合と、文化等の相平方を配入する産量・ を場合して、原取物の相平方を配入する産量・ については、文化等の相手方を配入を表音等では、表面を を書号については、文化等の自動が、国際収支項目を到5.12, 1531, 1541, 1568, 813, 817, 823, 911, 912, 915, 915, 915, 915, 915, 915, 915, 915	4 国際収支項目番号 (本書今前乗事)に定める最号を犯人す まとた。第十の本事の名はたにたる 議会は、番号を連転し地数番号に対応す の金額をかって書すること。) (20~32) 日本銀子 国 (37~59) 日本銀子 経済等等 (43~47)	(肺当分に〇)  1. 銀行  2. その他金融機関  3. 一般政府  4. 中火銀行  5. その他  業権参号 (上記5のうち「4 国際の 支援日参号」が記入要観3 N  対済する場合に記入)  (34~36)  (使 用 機
(配入要額) 1 西郷により配入すること。 「東取引(支払又は 2 「2 取引の相干方」機には、原取引(支払又は 支払の受債 (以下「支払等」という。)の原因となった取引)の相平方(非国佐寿等行証券へ取役者ことと、ただし、原政引の相平方を配入することと、ただし、原政引の相平方を配入することを表す。 (東京 日本	4 国際収支項目番号 (本書金部業績)に定める番号を配入すること。 第176項目が2日上にたる 銀合は、番号を連転し高額番号に対応す (20~32) 日本 報 (37~59) 日本 報 (37~59)	(肺当分に〇)  1. 銀行  2. その他金融機関  3. 一般政府  4. 中火銀行  5. その他  業権参号 (上記5のうち「4 国際の 支援日参号」が記入要観3 N  対済する場合に記入)  (34~36)  (使 用 機

Global e-Tradeサービスでは、「支払又は支払の受領に関する報告書」※を自動作成し、 当行より日本銀行に提出いたしますので、別途お客さまよりご提出いただく必要が

なくなります。

※「支払又は支払の受領に関する報告書」は、 居住者であるお客さまが、3,000万円相当額超の 貿易外の取引(支払または受領)を行った場合に、 「外国為替及び外国貿易法」に基づき、 お客さまから日本銀行経由財務大臣宛に ご提出いただく必要のある報告書です。